

ふじみ野市スポーツ協会賛助会規程

(目 的)

第1条 会員は、ふじみ野市におけるスポーツ・レクリエーションの振興を図る目的のため、ふじみ野市スポーツ協会に助成する。

(会 員)

第2条 会員は、スポーツ・レクリエーションに広く理解を持ち、スポーツ団体の育成などに熱意のある事業所（法人）及び個人等とする。

(会 費)

第3条 会費は、年会費とし、法人会員10,000円以上、個人会員3,000円以上とする。

(会費の納入)

第4条 会費は、直接ふじみ野市スポーツ協会に納入するか、又は銀行口座に振込。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。